

第三次稲城市教育振興基本計画

稲城市教育プラン（案）

<概要版>

令和 2 年 3 月

稲城市

計画策定の目的

本市は、教育施策を総合的かつ計画的に実施するため、第二次稲城市教育振興基本計画（平成 27 年度～平成 31 年度）を策定し、「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育」を基本理念に掲げ、地域の人材、豊かな自然、伝統文化等を活用し、特に、学校教育では持続可能な社会づくりの担い手を育む教育（E S D）を中心に据え、持続可能な社会の実現に向けた取組を行う等、教育目標の達成に向けて取り組んできました。これまで各施策の推進により教育目標を着実に達成してきた一方、5 年間の間に新たな課題も出てきました。

このたび、稲城市の教育の目指すべき姿とその実現に向けた令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間で取り組む施策を明らかにし、稲城市における教育政策を実行性のあるものとするため、「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」を踏まえ、「第三次稲城市教育振興基本計画」を策定します。

平成 27 年 5 月 11 日
稲城市総合教育会議決定

ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱

人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成することを目的とする教育基本法及び、目的を実現するため法第二条に掲げられた達成すべき教育の目標、国の教育振興基本計画における目指すべき教育の姿を踏まえ、次のとおり教育大綱を定め、この大綱を踏まえて稲城市教育振興基本計画を策定するものとする。

第一 大綱

- 1 義務教育修了までに、すべての子どもに公共の精神を尊び、自立して社会を生きぬくための基礎の育成
- 2 生命・自然を大切にすることを養うこと
- 3 先人たちの伝統・文化を継承しながら、我が国と郷土を愛し、稲城市民であることに誇りが持てる態度を養うこと
- 4 個人の尊厳を重んずるとともに、市民一人一人が互いに支えあう態度を養うこと
- 5 国際社会の平和と発展に貢献できる人材育成
- 6 市民一人一人が、生涯にわたって自覚を持ってあらゆる機会を通して学習し、未来を切り拓くために、その成果を適切に生かすこと。

第二 教育目標

- 1 互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間
- 2 社会の一員として、持続発展可能な社会や地域づくりに貢献できる人間
- 3 自ら考え判断し行動する、個性と創造力豊かな人間

第三 基本方針

- 1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成
- 2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長
- 3 「学校経営の改革」と「市民の教育参画」の推進
- 4 「生涯学習」と「スポーツ」の振興

第四 施策の柱

- 1 家庭や地域における学びの推進と連携
 - (1) 家庭の教育力の向上
 - (2) 幼児期からの教育の推進
 - (3) 地域力を高め活かす教育の推進
- 2 「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進
 - (1) 確かな学力の育成
 - (2) 豊かな人間性の涵養
 - (3) 21世紀に活躍する人間の育成にふさわしい教科書の採択
 - (4) 健康・安全に生活する力の育成
 - (5) 未来社会の担い手を育む教育としての持続発展教育（ESD）の推進
 - (6) 教育環境の整備
 - (7) 学校施設・設備の充実
- 3 市民の生涯にわたる学習活動の振興
 - (1) 生涯学習の推進
 - (2) スポーツ・レクリエーション活動の振興

稲城市が目指す教育

教育目標

○互いの人格を尊重し、思いやりと規範意識のある人間

人権尊重の理念を正しく理解するとともに、生命を尊重し、思いやりの心や社会生活のルールを身に付けることを目指します。

○社会の一員として、持続発展可能な社会や地域づくりに貢献できる人間

社会に貢献しようとする精神を身に付けることを目指します。

○自ら考え判断し行動する、個性と創造力豊かな人間

子どもたち一人ひとりの思考力を高め、判断力、表現力などを身に付けることを目指します。

○生涯にわたり学習意欲と社会参加意識を持った人間

自己の人格を磨き、個人の生活を充実させ、世代を超えたコミュニティを形成し、活力ある社会を築いていける力を身に付けることを目指します。

教育基本方針

基本方針 1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

すべての大人と子どもが、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、生命を尊重し、思いやりの心や社会生活のルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育みます。そのために、人権教育、道徳教育及びふるさと稲城への愛着や誇りを育む教育と機会、未来を生きぬく力を育てるための地域・社会体験や自然体験、交流活動などを充実します。

基本方針 2 「豊かな個性」と「創造力」の伸長

グローバル化や絶え間ない技術革新等により、加速度的に変化する社会にあって、豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることができるように、子どもたち一人ひとりの生きぬく力を育みます。そのために、「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、資質・能力の3つの柱に沿って、知・徳・体の調和のとれた教育を推進します。

基本方針 3 「学校経営の改革」と「市民の教育参画」の推進

稲城らしさに立脚した市民感覚を重視し、子ども、保護者、地域にとって魅力ある教育を発信する透明性の高い、地域と共にある学校を目指します。そのために、地域の特性を踏まえつつ、広域的な視点に立ち、自律的な学校経営の改革を支援するとともに、大学などとの連携や広く市民の教育参画を推進します。

基本方針 4 「生涯学習」と「スポーツ」の振興

人生100年時代を見据え、個人の生活を充実させ、世代を超えたコミュニティを形成し、活力ある社会を築いていくことのできる力を育みます。そのために、市民が生涯にわたり、自ら学び、伝統を尊び、歴史・文化財、文化・芸術、読書やスポーツ・レクリエーションに親しみ、学んだことや経験を活かして活躍できる環境を整えます。

施策の柱

これまで本市が進めてきた、すべての市民が参画する教育の一層の推進を図りながら、本計画が目指す教育目標の実現に向けて、次の3つを施策の柱として掲げます。

施策の柱

I

家庭や地域における学びの推進と連携

家庭・学校・地域が連携しながら、家庭の教育力の向上、幼児期からの教育の推進、地域力を高め活かす教育の推進を目指します。

施策の柱

II

「未来を創造し生きぬく力」の育成の推進

確かな学力、豊かな心や創造性、健康で安全に生活する力を育み、持続可能な社会づくりの担い手を育成するとともに、本市にふさわしい教育環境の整備、施設・設備の充実を目指します。

施策の柱

III

市民の生涯にわたる学習活動の振興

市民一人ひとりの状況に応じ、いつでも・どこでも・だれでも・なんでも・どのようにでも生涯にわたって学習活動に取り組めるまちづくりを目指します。

計画の体系

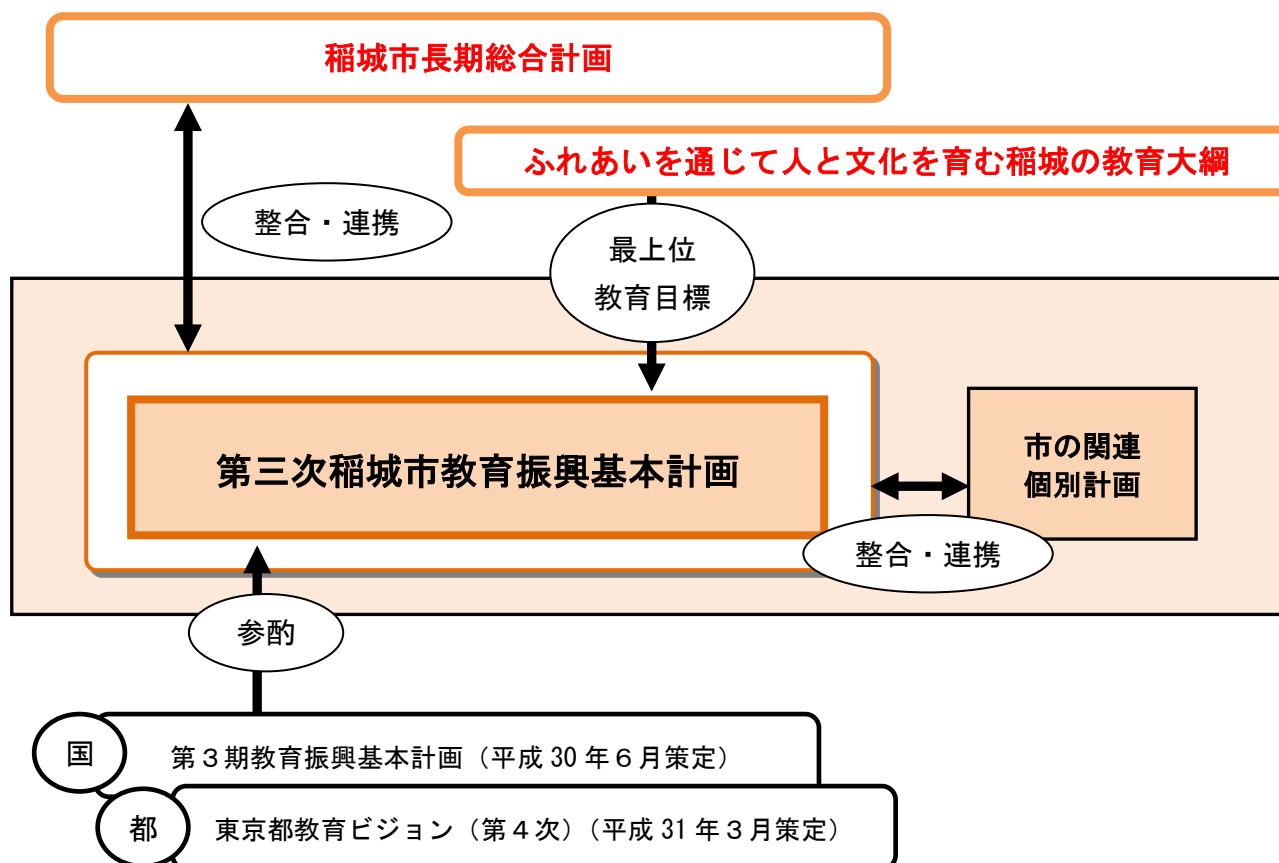
教育目標	基本方針	施策の柱 (基本的方向)	施策の方向性	主な施策	
<p>〇〇〇〇 互社自生 いの会ら涯 のの考にわ 人一判た 格員断り をとしし学 尊重して行 し、動意欲 、持続と 思発個社 いや展性参 り可能と加 規な創意識 範社会力持 意や豊かな 識の地づく あるづく人間 人間 に貢献できる人間</p>	<p>基基基基 本本本本 方方方方 針針針針 1 2 3 4</p> <p>「人権尊重の精神」と「創造力」の育成 「豊かな個性」と「社会貢献の精神」の育成 「学校経営の個性」と「市民の教育参画」の推進 「生涯学習」と「スポーツ」の振興</p>	<p>I 家庭や地域における学びの推進と連携</p>	1 家庭の教育力の向上	(1)家庭教育への支援	
			2 幼児期からの教育の推進	(1)幼児教育の充実	
				(2)幼児教育への支援	
				(1)仕事と生活の調和による市民の教育参加の推進	
			3 地域力を高め活かす教育の推進	(2)地域人材と連携した教育の推進	
				(3)青少年の健全育成	
				<p>II 「未来を創造し生きる力」の育成の推進</p>	1 確かな学力の育成
			2 豊かな心や創造性の涵養		(1)人権教育の推進
					(2)道徳心や社会性を身に付ける教育の推進
		3 健康で安全に生活する力の育成	(1)体力向上を図る取組の推進		
			(2)健康教育・食育の推進		
			(3)安全教育・安全確保の推進		
		4 持続可能な社会づくりの担い手を育む教育(ESD)の推進	(1)環境・防災・国際理解などの社会の変化に自律的に対応できる力の育成		
			(2)社会的・職業的自立を図る教育の推進		
			5 教育環境の整備		(1)教員の資質・能力の向上
				(2)教員が子どもと向き合う時間の確保	
				(3)特別支援教育の充実	
				(4)学校経営・学校評価の充実	
(5)学校図書館の充実					
(6)就学困難な子どもへの援助の推進					
6 学校施設・設備の充実	(1)学校施設などの整備の推進				
	(2)学校給食共同調理場の施設の充実				
<p>III 市民の生涯にわたる学習活動の振興</p>	1 生涯学習の推進	(1)学びの提供や支援			
		(2)生涯学習活動の「担い手」の育成支援			
		(3)文化財の保護と普及			
		(4)郷土資料室と文化財保管の充実			
		(5)文化・芸術の振興			
		(6)図書館資料の充実整備			
		(7)市民の学習を支援する図書館サービスの充実			
		(8)子どもの読書活動の推進			
	2 スポーツ・レクリエーション活動の振興	(1)スポーツ・レクリエーション活動の普及			
		(2)スポーツ・レクリエーション環境の整備			
(3)スポーツ・レクリエーション活動の支援					
(4)スポーツ・レクリエーションを活用した魅力あるまちづくり					

主な取組
①地域教育懇談会 ②健康・安全指導の充実 ③第三次稲城市食育推進計画の推進 ④第三次稲城市子ども読書活動推進計画の推進 ⑤情報の提供 ⑥教育相談事業 ⑦子どもと家庭の総合相談 ⑧要保護児童対策地域協議会 ⑨子育てサポーター養成 ⑩生涯学習宅配便講座 ⑪子育て講座・親子交流事業
①地域教育懇談会(再掲) ②幼稚園・認定こども園・保育所から小学校への円滑な接続 ③子育て講座・親子交流事業(再掲) ④私立幼稚園協会補助金
①幼児教育・保育の無償化 ②私立幼稚園等園児保護者負担軽減補助金 ③子どもと家庭の総合相談(再掲) ④幼児期読書支援事業
①「仕事と生活の調和」の啓発
①人材バンクの整備 ②サポーターの育成 ③市民講師システムの整備 ④地域の教材を活用した教育の推進 ⑤地域と共にある学校づくり推進事業 ⑥地域教育懇談会(再掲) ⑦学校運営連絡協議会 ⑧防災学習の充実 ⑨地域の読書環境の推進
①稲城ふれあいの森事業 ②青少年指導者養成事業 ③成人式事業 ④青少年育成地区委員会への補助 ⑤青少年芸術文化活動補助事業 ⑥青少年問題協議会
①学習指導の改善・充実 ②授業改善の推進 ③稲城市立学校教育研究会の充実 ④特色ある学校づくりの推進 ⑤言語活動の充実 ⑥読書活動の推進 ⑦情報活用能力の育成の推進 ⑧理数教育の充実 ⑨外国語教育の推進
①人権教育の推進 ②稲城市いじめ防止基本方針に基づく取組の推進 ③いじめ問題対策連絡協議会 ④教育相談などの機能の充実 ⑤不登校の子どもなどの教育機会の確保や状況の改善に向けた支援
①道徳教育の推進 ②国際理解教育の推進 ③野沢温泉村宿泊体験 ④大空町教育交流 ⑤音楽鑑賞教室 ⑥社会性を育む教育の推進 ⑦読書活動の推進(再掲) ⑧伝統・文化などに関する教育の推進
①学校における体力向上の推進 ②地域の人材活用の推進 ③東京都体力・運動能力・運動習慣等調査等の活用 ④スポーツ推進委員協議会
①健康・安全指導の充実(再掲) ②小・中学校保健安全に関する事業 ③食育の推進
①スクールガード・リーダーの配置 ②「こども110番の家」の設置 ③防犯に対する情報提供 ④防犯体制・警察との連携 ⑤児童館 ⑥学童クラブ ⑦放課後子ども教室 ⑧防犯・犯罪被害防止教育の推進 ⑨児童虐待対応事業 ⑩要保護児童対策地域協議会(再掲) ⑪防災教育の推進 ⑫交通安全教育の推進 ⑬情報モラル教育の推進 ⑭薬物乱用防止教室事業 ⑮アレルギー疾患への組織的対応 ⑯食物アレルギー対応食の提供
①環境教育の推進 ②防災教育の推進(再掲) ③ユネスコ・スクールへの登録 ④野沢温泉村宿泊体験(再掲) ⑤農業体験、園芸体験、河川を活用した体験 ⑥福祉教育の推進 ⑦オリンピック・パラリンピックのレガシーを生かした取組の推進 ⑧ESDの計画的な推進
①中学生ESD卒業プログラム ②職場体験事業 ③ボランティア活動の推進
①教員の研修・研究の充実 ②稲城市立学校教育研究会の充実(再掲) ③校内OJTの実施 ④服務事故防止研修の実施 ⑤学校運営連絡協議会(再掲)
①学校における働き方改革の実現に向けた環境整備 ②学校及び教員が担う業務の明確化及び適正化 ③スクールカウンセラー等の活用
①特別支援教育体制の充実 ②特別支援教育の専門性向上 ③就学相談 ④障害児保育巡回訪問指導事業 ⑤保育所等訪問支援 ⑥学童クラブにおける障害児保育事業 ⑦放課後等デイサービス事業
①学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善 ②学校運営連絡協議会(再掲)
①学校図書館整備の促進
①就学相談(再掲) ②就学援助 ③不登校の子どもなどの教育機会の確保や状況の改善に向けた支援(再掲) ④外国人児童・生徒などの教育及び帰国児童・生徒の支援の推進
①学校施設の整備 ②学校ICT環境の整備
①学校給食共同調理場建替移転事業 ②学校給食共同調理場整備事業
①子ども100ポイントラリー ②市民講師システムの整備(再掲) ③各公民館まつり ④公民館主催事業 ⑤iプラザ主催事業 ⑥いなぎICカレッジの充実 ⑦生涯学習宅配便講座(再掲) ⑧市民企画提案講座 ⑨生涯学習だより「ひろば」発行 ⑩社会教育関係団体補助金 ⑪文化センターの整備
①人材バンクの整備(再掲) ②サポーターの育成(再掲) ③市民講師システムの整備(再掲) ④生涯学習宅配便講座(再掲) ⑤公民館主催事業(再掲) ⑥iプラザ主催事業(再掲) ⑦市民企画提案講座(再掲)
①文化財保護思想の普及 ②郷土芸能の保存・伝承
①文化財資料の調査と収集・保管・公開 ②郷土資料室の整備・充実
①市民文化祭・芸術祭 ②各種コンサート ③大空町芸術文化交流 ④青少年芸術文化活動補助事業(再掲)
①資料の充実整備 ②資料展示
①レファレンスサービスの充実 ②講演会事業 ③図書館ボランティアの活動支援 ④学校図書館整備の促進(再掲)
①第三次稲城市子ども読書活動推進計画の推進(再掲) ②図書館ボランティアの活動支援(再掲) ③幼児期読書支援事業(再掲) ④地域の読書環境の推進(再掲)
①体力づくり運動推進事業 ②市民体育大会運営事業 ③東京ヴェルディ、読売ジャイアンツ、東京サンレーヴス等支援推進事業
①体育施設の運営管理 ②学校体育施設開放
①スポーツ団体との連携・支援 ②スポーツ推進委員協議会(再掲) ③スポーツ推進委員協議会研修会
①各種スポーツ団体等と連携したスポーツを活用した魅力あるまちづくり ②市や地域が主催するスポーツイベントや大会等情報提供 ③友好都市等スポーツ交流事業

計画の位置付け

- 教育基本法第 17 条第 2 項に基づく「稲城市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）」として策定しています。
- 市長と教育委員会の協議・調整の場である総合教育会議における議論を経て、市長が策定した市の教育目標の最上位である「ふれあいを通じて人と文化を育む稲城の教育大綱」を踏まえて策定しています。
- 本計画の範囲は、家庭教育、学校教育、社会教育等を含めたすべての教育活動を対象としています。
- 令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間の具体的な取組を示す計画として位置付けています。
- 国の第 3 期教育振興基本計画、東京都教育ビジョン（第 4 次）を参酌し、策定しています。
- 「稲城市長期総合計画」を市の上位計画として、関連計画との整合・連携を図りながら策定しています。

■他計画との関連イメージ図



SDGsを取り入れた計画の推進

平成 27 年 9 月に掲げられた、国際社会全体で取り組む 17 の「持続可能な開発目標 (SDGs)」と、本計画で定める主な取組について、関連している箇所について SDGs のアイコンを付しています。

<h3>1 家庭の教育力の向上</h3>	<h3>2 幼児期からの教育の推進</h3>	<h3>3 地域力を高め活かす教育の推進</h3>
<h3>4 確かな学力の育成</h3>	<h3>5 豊かな心や創造性の涵養</h3>	<h3>6 健康で安全に生活する力の育成</h3>
<h3>7 持続可能な社会づくりの担い手を育む教育 (ESD) の推進</h3>		<h3>8 教育環境の整備</h3>
<h3>9 学校施設・設備の充実</h3>	<h3>10 生涯学習の推進</h3>	<h3>11 スポーツ・レクリエーション活動の振興</h3>

策定にあたっての基本的な考え方

本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間に稲城市が目指す教育について、その目標や方向性を示していくものとします。

なお、策定にあたっては、社会情勢や市民意識、教育関係者等の意見を反映しています。

検討体制

計画の策定にあたり、第三次稲城市教育振興基本計画策定委員会及び第三次稲城市教育振興基本計画庁内策定委員会を設置しています。

市民意見等の反映のための方策

計画の策定にあたり、アンケート調査、市民意見公募を活用するとともに、関係者等から広く意見を聴取しています。

測定指標を取り入れた計画の推進

本計画で定める11の施策の方向性に沿い、計画の成果を測定することができるように、アンケートの調査結果等を基に、測定指標を設定しています。

計画の推進にあたって

本計画の推進にあたっては、庁内関係部局との連携を行うとともに、関係団体など多様な主体との連携・協働を図ることとします。また、計画の進捗状況について、年度ごとに各取組の実施状況を管理しながら適時検証を行います。

第三次稲城市
教育振興基本計画
＜概要版＞

発行年月 令和2年3月
発行 稲城市
編集 稲城市教育委員会

〒206-8601 東京都稲城市東長沼2-1-11
電話：042-378-2111(代) FAX：042-379-3600